

鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営委員会規約

(2016.7.1 現在)

(名称及び事務局)

第1条 本会は「鹿児島R. 共同アクティビティ基金運営委員会」(以下会という。)と称す。

第2条 会は事務局をリジョン事務局に置く。

(目的)

第3条 会は、鹿児島R. 共同アクティビティ基金を有効に活用し、地域を中心とした青少年健全育成事業・地球環境保全・指導力の育成・会員増強・有意義的地域社会奉仕に貢献するためにこの基金を運用し、社会の発展に資することを目的とする。

(構成)

第4条 会は、リジョン・チェアパーソン、前リジョン・チェアパーソン、各ゾーン・チェアパーソンで構成される。

2. リジョン・チェアパーソンが、会の委員長となる。

(会議)

第5条 会は目的達成のため、年4回(8月・10月・1月・3月)の運営会議を開催する。会議においては、別に定められた運営規定に基づき、申請内容並びに補助金額を審議する。この会議は委員長が招集し、委員長が議長を兼ねる。

なお、鹿児島R内ライオンズクラブより申請なき場合は、この会議は原則として開催されない。

2. 会は、補助金支給決定後も事業の実施状況に関し、補助金受給ライオンズクラブ等より適宜報告を受け、その進捗状況および、事業内容の妥当性を会議において審議する。

(報告)

第6条 会は、会議の結果を直近の鹿児島R. リジョン運営委員会に報告する。

(資金)

第7条 鹿児島R. アクティビティ基金は、鹿児島R内ライオンズクラブより周年記念事業等で拠出された資金および、その他の寄付金を原資とする。

(議決)

第8条 会は、構成員の3分の2の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数によって決定される。

(任期)

第9条 会の年度は、毎年7月1日で始まり翌年の6月30日で終了する。

(申請)

第10条 鹿児島R. アクティビティ基金へ助成の申請を行うものは、各会議の前月(7月9月・12月・2月)末日までに、別に定める所定様式により、リジョン事務局に届けなければならない。

(財産管理)

第11条 鹿児島R. アクティビティ基金のすべての資産は、(株)鹿児島銀行の預金口座において管理する。

＝付則＝ この規約は、2016年7月1日から施行される。
(2020-2021 第1回運営委員会の決議により一部改正)